

社会福祉法人関川村社会福祉協議会 評議員・役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人関川村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者であつて、本会職員就業規則第4条2項に規定する常勤職員と同等の勤務形態をとる者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 会長とは、理事の互選により選出された社会福祉法の理事長として本会を代表し、その業務を執行する者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 評議員は無報酬とする。

- 2 会長には別表1のとおり報酬等を支給する。
- 3 会長以外の理事及び監事には報酬等を支給しない。

(報酬等の支払日)

第4条 報酬は毎月支払うものとし、当月の報酬は、当月21日に支払う。

- 2 賞与は6月30日及び12月10日に支払う。
- 3 前1項及び2項の支払日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支払う。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機開口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支払う。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は令和元年10月1日から施行する。

別表 1

会長の報酬等

○常勤会長の報酬等

| 月額報酬 | 賞与 | | 退職手当 | 報酬等（年間） |
|----------|----------|----------|------|------------|
| | 6月 | 12月 | | |
| 246,000円 | 440,000円 | 440,000円 | なし | 3,832,000円 |

○非常勤会長の報酬等

| 月額報酬 | 賞与 | | 退職手当 | 報酬等（年間） |
|---------|----|-----|------|----------|
| | 6月 | 12月 | | |
| 30,000円 | なし | なし | なし | 360,000円 |

附 則

この別表1は令和元年10月1日から施行する。

令和元年10月11日 制定